

問題 1

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。法の支配についての理解を問う基礎的な問題。憲法の基本原理である法の支配については、多様な捉え方があるが、その核心については一般に本問のように解されている。

問題 2

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2009 年度第 12 問。権力分立についての理解を問う基礎的な問題。権力分立原理は、権力相互の抑制・均衡を通じて憲法の最高法規性を守るという側面を有しており、憲法保障の制度の一つとして理解される。

問題 3

【正解】 1

【解説】 共通問題。日本国憲法制定の法理に関する思考力を問うやや発展的な問題。「ポツダム宣言の受諾によって法的に一種の革命が生じた」と解する学説である八月革命説は、憲法改正手続規定によっても主権の所在を変更するような改正はできないとする憲法改正限界論を前提とするものである（宮沢俊義『憲法の原理』〔岩波書店、1967 年〕383～384 頁）。

問題 4

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2016 年度第 2 問改題。憲法 9 条についての判例の知識を問うやや発展的な問題。砂川事件判決（最大判昭和 34・12・16 刑集 13 卷 13 号 3225 頁）は、米軍の駐留の合憲性について検討したものであって、日本国の負う共同防衛義務を集団的自衛権の行使として正当化したものではない。

問題 5

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2016 年度第 3 問。人権保障の歴史についての理解を問う基礎的な問題。違憲審査制が各国に広まったのは、20 世紀半ば以降のことであり、それ以前にはアメリカなど限られた国でのみ行われていた。

問題 6

【正解】 2

【解説】 共通問題。法人あるいは団体の人権享有主体性に関する学説の理解を問う基礎的な問題。宗教法人のような団体が信教の自由を、また学校法人が学問の自由を主張しうることにについて、学説上ほぼ異論はない。

問題 7

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2015 年度第 3 問改題。団体の行為と構成員の思想・良心の自由との関係についての理解を問う基礎的な問題。群馬司法書士会事件（最判平成 14・4・25 判時 1785 号 31 頁）は、問題文のような事案において、決議は団体の権利能力の範囲内であり、かつ公序良俗に反せず有効であるとした。

問題 8

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。政教分離について判例の知識を問う基礎的な問題。愛媛玉串料訴訟（最大判平成 9・4・2 民集 51 卷 4 号 1673 頁）は、本問の支出について違憲と判断している。

問題 9

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。表現の自由とせん動についての主要判例の知識を問う基礎的な問題。破防法煽動事件判決（最判平成 2・9・28 刑集 44 卷 6 号 463 頁）の趣旨を理解しているかを確認する問題である。判例は、問題文のように判示し、「せん動」を処罰することは憲法に違反しないと判断している。

問題 10

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2013 年度第 9 問。集会の自由の規制に関する主要判例の知識を問う基礎的な問題。広島市暴走族追放条例事件判決（最判平成 19・9・18 刑集 61 卷 6 号 601 頁）の趣旨を理解しているかを確認する問題である。判例は、条例の規定を合憲限定解釈した上で、問題文のように判示している。

問題 11

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。集会の自由について判例の知識を問う基礎的な問題。上尾市福祉会館事件（最判平成 8・3・15 民集 50 卷 3 号 549 頁）は、妨害による混乱を理由に公の施設の利用を拒否できるのは、「警察の警備等によってもなお混乱を防止することのできない特別な事情がある場合に限られる」と判示している。

問題 12

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2016 年度第 8 問。学問の自由に関連する教科書検定制度の合憲性に関する判例の知識を問う基礎的な問題。教科書検定事件〔第 1 次〕判決（最判平成 5・3・16 民集 47 卷 5 号 3483 頁）は、問題文のように判示している。

問題 13

【正解】 1

【解説】 1 年次対象。職業選択の自由について判例の知識を問う基礎的な問題。小売市場事件（最大判昭和 47・11・22 刑集 26 巻 9 号 586 頁）は本問のように判示し、無許可で小売市場を開設した者に対する処罰を合憲とした。

問題 14

【正解】 1

【解説】 共通問題。財産権の事後的な変更の理解を問う基礎的な問題。国有農地売払特措法事件（最大判昭和 53・7・12 民集 32 巻 5 号 946 頁）は問題文のように述べている。

問題 15

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2010 年度第 11 問。生存権に関する判例の理解を問う基礎的な問題。総評サラリーマン税金訴訟判決（最判平成元・2・7 判時 1312 号 69 頁）では、最高裁は、「健康で文化的な最低限度の生活」なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて「具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない」として幅広い立法裁量を認めている。また、自由権的側面の侵害については言及していない。

問題 16

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2009 年第 11 問。労働基本権に関する重要な判例の基本的な知識と理解を問う基礎的な問題。前半の記述は、全農林警職法事件最高裁判決（最大判昭和 48・4・25 刑集 27 巻 4 号 547 頁）が指摘するところであり、また、後半は人勧スト事件最高裁判決（最判平 12・3・17 判時 1710 号 168 頁）の判旨に沿った記述であり、正しい。

問題 17

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2015 年度第 17 問。国務大臣の責任についての理解を問う基礎的な問題。本問のような決議は可能である。憲法 69 条の不信任決議等のような法的な効果が生じないだけである。

問題 18

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。議院内閣制について条文の知識を問う基礎的な問題。「衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職しなければならない」（憲法 70 条）。

問題 19

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。予算に関する理解を問う基礎的な問題。予算案の発議権は内閣に専属し（憲法 73 条 5 号・86 条），国会議員には存在しない。

問題 20

【正解】 1

【解説】 共通問題。地方自治に関する思考力を問う基礎的な問題。地方公共団体の組織体系は立法政策にすぎないという立場に立つ論者も、かかる立法政策に「地方自治の本旨に基いて」（憲法 92 条）という条件が課されていることは認めている。

問題 21

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。象徴天皇制についての知識及び思考力を問う基礎的な問題。1 は憲法 1 条，3 は憲法 4 条・6 条の定めるとおりで正しい。2 は「国会の議決した」皇室典範によることとされており（憲法 2 条），誤り。4 は内閣の衆議院解散の実質的決定権の根拠に関する 7 条説が前提とする立場であり，正しい。5 は象徴的行為説・公人行為説など，天皇の公的行為を認める見解が一般に採るところであり，正しい。

問題 22

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2013 年度第 21 問改題。憲法 14 条 1 項後段の「社会的身分」の意義の理解及び思考力を問うやや発展的な問題。1 は正しい（最大判昭和 39・5・27 民集 18 卷 4 号 676 頁）。2 は誤り（最大判昭和 25・10・11 刑集 4 卷 10 号 2037 頁。尊属殺重罰規定を違憲とした最大判昭和 48・4・4 刑集 27 卷 3 号 265 頁も，親子関係を「社会的身分」であるとはしていない）。3 は正しい（最大判昭和 26・8・1 刑集 5 卷 9 号 1709 頁）。4 と 5 は正しい。憲法 14 条 1 項後段が特に差別が許されない事柄をあげたものと解する立場からすれば，「社会的身分」の意味も限定してとらえられることになり，D E のように，「人の生まれによって決定される社会的地位又は身分」，又は，「人が社会において一時的ではなく占めている地位で，自分の力ではそれから脱却できず，それについて事実上ある種の社会的評価が伴っているもの」を指すと主張されている。

問題 23

【正解】 5

【解説】 1 年次対象。信教の自由及び政教分離についての判例の知識を問う基礎的な問題。1 は加持祈祷事件（最大判昭和 38・5・15 刑集 17 卷 4 号 302 頁）。2 は津地鎮祭事件（最大判昭和 52・7・13 民集 31 卷 4 号 533 頁），3 は自衛官合祀事件（最大判昭和 63・6・1 民集 42 卷 5 号 277 頁），4 は箕面忠魂碑事件（最判平成 5・2・16 民集 47 卷 3 号 1687 頁）に照らしてそれぞれ誤りである。5 については，剣道受講拒否事件（最判平成 8・3・8 民集 50 卷 3 号 469 頁）がそのように述べている。

問題 24

【正解】 3

【解説】 共通問題。表現の自由と名誉毀損に関連する判例の知識を問うやや発展的な問題。1 はインターネットの個人利用者の表現行為による名誉毀損の場合でも，同罪の成立を否定する要件は緩和されないとした最決平成 22・3・15 民集 64 卷 2 号 1 頁，2 は北方ジャーナル事件判決（最大判昭和 61・6・11 民集 40 卷 4 号 872 頁），4 は長崎教師批判ビラ事件判決（最判平成元・12・21 民集 43 卷 12 号 2252 頁）など，5 はサンケイ新聞事件判決（最判昭和 62・4・24 民集 41 卷 3 号 490 頁）の判旨に照らしてそれぞれ正しい。3 は，サンケイ新聞事件判決（最判昭和 62・4・24 民集 41 卷 3 号 490 頁）が反論権の制度は憲法 21 条 1 項に違反するとは判示していないため誤りである。

問題 25

【正解】 2

【解説】 1 年次対象。居住・移転の自由について基本的な理解を問う基礎的な問題。アには経済活動の自由，イには人身の自由，ウには精神的自由，エには公共の福祉，オには外在的制約原理が入る。なお，問題中の文章は，佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011 年）296-297 頁を一部変更したものである。

問題 26

【正解】 2

【解説】 共通問題。生存権に関する主要な判例の知識と理解を問う基礎的な問題。1 は朝日訴訟（最大判昭和 42・5・24 民集 21 卷 5 号 1043 頁），3 は堀木訴訟（最大判昭和 57・7・7 民集 36 卷 7 号 1235 頁），4 は学生無年金訴訟（最判平成 19・9・28 民集 61 卷 6 号 2345 頁），5 は塩見訴訟（最判平成元・3・2 判時 1363 号 68 頁）の最高裁判決の判旨に沿う。2 は，いわゆる 25 条 1 項・2 項分離論をとったことで知られる堀木訴訟 2 審判決（大阪高判昭和 50・11・10 判時 795 号 3 頁）の判旨であるが，最高裁はかかる分離論をとっていない。

問題 27

【正解】 3

【解説】 共通問題。既修者試験 2014 年度第 24 問。立法の意義についての理解と思考力を問う基礎的な問題。

1～2 及び 5. 正しい。いわゆる二重法律概念を用いた説明によれば、実質的意味での立法を、形式的意味での法律によって行うことが立法である。この実質的意味での立法を法規と理解し、法規を、権利を制限し義務を課す規範と理解すると、問題文に引用した内閣法 11 条の規定や実務を整合的に説明できることになり、法規に行政各部の組織規範を含めて理解すると、同じく国家行政組織法 3 条 2 項の規定を整合的に説明できることになる。

3. 誤り。これに対して、二重法律概念は、立憲君主制の下での発想で、国民主権の日本国憲法にふさわしくないとして、形式的法律概念への一本化を主張する立場がある。この立場では、たしかに、憲法の下で最高位の法規範である法律を制定することが立法であるということに一応なるが、だからといって、条約と法律の形式的効力が等しいと解さなければならないわけではなく、むしろ条約の誠実な遵守を定める憲法 98 条 2 項をどのように解するかによって、両者の効力関係は決まることになる。

4. 正しい。二重法律概念によりつつ、法規を一般的・抽象的規範であると理解しても、そのことから直ちに法律が一般的・抽象的なものでなければならないことにはならず、一般的・抽象的規範が形式的意味の法律により定められなければならないだけである。

問題 28

【正解】 4

【解説】 1 年次対象。議院自律権についての理解を問う基礎的な問題。1 は、55 条が「両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する」と規定するところであるが、当選に関する争訟は資格に関する争訟とは別物なので、裁判所で別途争われる。2 は 50 条参照。3 は、58 条 2 項が、両議院は、各々その「会議その他の手続及び内部の規律に関する」規則を定めることができると規定しているところであるが、これらの事柄について国会法に規定があるのも事実である。規則専管事項については、法律は紳士協定に過ぎないとする説明が有力である。4 は、58 条 2 項が、両議院は、「院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする」と規定するところであるが、一般に出訴は不可能と解されているし、ごく少数説が出訴を可能とするのも除名についてに過ぎない。したがってこれが誤りで正解。5 は、警察法改正無効訴訟（最大判昭和 37・3・7 民集 16 卷 3 号 445 頁）の判示するところである。

問題 29

【正解】 4

【解説】 共通問題。違憲審査制に関する判例の理解及び思考力を問う基礎的な問題。アは警察予備隊訴訟判決（最大判昭和 27・10・8 民集 6 卷 9 号 783 頁）に照らして正しい，イは札幌税関検査事件判決（最大判昭和 59・12・12 民集 38 卷 12 号 1308 頁）に照らして誤り，ウは第三者所有物没収事件判決（最大判昭和 37・11・28 刑集 16 卷 11 号 1593 頁）に照らして正しい。エについては，条約優位説に立つと条約は違憲審査の対象となり得ないので正しい。オについては，前段が一般的効力説であり後段が個別的効力説になっているので誤り。

問題 30

【正解】 4

【解説】 1 年次対象。既修者試験 2016 年度第 25 問。条例制定権に関する判例の理解を問う基礎的な問題。徳島市公安条例事件判決（最大判昭和 50・9・10 刑集 29 卷 8 号 489 頁）によれば，「特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも，後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり，その適用によつて前者の規定の意図する目的と効果をなんら阻害することがないとき…は，国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく，条例が国の法令に違反する問題は生じえないのである」とされるので，4 が正しい。